

【所得制限の限度額】 扶養親族の数により限度額が変わります。

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	3,604,000円	6,287,000円
1	3,984,000円	6,536,000円
2	4,364,000円	6,749,000円
3	4,744,000円	6,962,000円
4	5,124,000円	7,175,000円
5	5,504,000円	7,388,000円

以下の場合、この所得制限限度額に加算されます。

受給者本人について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。

特定扶養親族がある場合は、1人につき250,000円を加算。

配偶者・扶養義務者について

扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。

老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。(ただし、老人扶養親族のみときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算。)

以下の控除額が所得額から差し引かれます。

■ 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済掛金等掛金控除	控除相当額
■ 配偶者特別控除	控除相当額
■ 社会保険料控除 (受給資格者の場合)	控除相当額
(扶養義務者の場合)	8万円
■ 障害者控除 (本人除く)	27万円
■ 特別障害者控除 (本人除く)	40万円
■ 寡婦(夫)控除、勤労学生控除	27万円
■ 特別寡婦控除	35万円
■ 肉用牛の売却による事業所得	当該免除に係る所得の額